

令和5年度第2回
松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和6年1月18日（木）9：30～
場所：松川町役場 大会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

（1）令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価案について（資料1）

（2）令和6年度に向けた運行改善の方向性について（資料2）

4. その他

5. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	北沢 秀公	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表(区長会長)	古町区長	松下 重幸	R5.4～
上片桐地区代表	上片桐区長	大澤 勲	
生田地区代表	生東区長	下澤 義彦	R5.4～
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	松下 文子	R5.4～
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	山岸 康範	
長野県南信州地域振興局	局長	丹羽 克寿	
長野県飯田建設事務所	所長	唐澤 則夫	R5.4～
飯田警察署	署長	笠原 敏克	R5.4～
松川町建設水道課	課長	原 高広	
松川町保健福祉課	課長	塩倉 智文	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	鈴木 正満	
松川町教育委員会	教育長	小平 順一	

事務局

松川町副町長	黒澤 哲郎	幹事長
松川町まちづくり政策課長	下井 昭二	事務局長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大橋 良平	事務局員
松川町まちづくり政策課企画調整係	元木 ともみ	事務局員

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月18日

協議会名: 松川町地域公共交通対策協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
伊那バス(株)	大島循環 (午前3便・午後便) 役場前～キラヤ前	利用状況の低迷を踏まえ、R5.4以降はデマンド交通への切り替えを予定していた系統。計画どおり、R5.3末で運行を終了した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	C R5事業年度における輸送人員は1,013人(対前年比▲560人)となり、目標値1,350人を下回る結果となった。	当事業年度をもって事業完了。今後は後継のデマンド交通(チョイソコまつかわ)の運行改善に注力する。
伊那バス(株)	上片桐循環 (午前1便) 役場前～役場前 上片桐循環 (午前2便・午後1～2便) 役場前～キラヤ前	利用状況の低迷を踏まえ、R5.4以降はデマンド交通への切り替えを予定していた系統。計画どおり、R5.3末で運行を終了した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	A R5事業年度における輸送人員は1,656人(対前年比▲633人)となり、目標値1,650人を達成した。	当事業年度をもって事業完了。今後は後継のデマンド交通(チョイソコまつかわ)の運行改善に注力する。
伊那バス(株)	大島・上片桐通学便 役場前～伊那大島駅	全町的な子育て支援策の一環として、小中学生の通学定期券無料化を実施している。町内の小中学校と連携して、新入生の保護者向け説明会を実施し、定期券利用の促進を図った。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	C R5事業年度における輸送人員は8,559人(対前年比+8人)となり、目標値9,000人を下回る結果となった。R4年度中はコロナ休校の影響で利用が伸び悩んだ。	通学利用に特化したダイヤの系統であり、輸送人員は児童生徒数の増減に左右される。一層の利用増は見込めないため、長期休暇を考慮した運行日を設定する等、コスト削減を図る。
伊那バス(株)	チョイソコまつかわ (区域運行) 町内全域	定時路線のうち利用状況が不芳だった系統を廃止し、その後継としてR5.4より計画どおり運行を開始した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	C R5事業年度における系統の輸送人員は2,105人となり、目標値4,100人の半分程度に留まる結果となってしまった。運行開始当初の住民周知が足りず、4～6月の利用が伸び悩んだ。事業年度末にかけて利用状況は増加傾向にある。	⑤の主な要因は住民周知の出遅れであり、挽回策として自治会や福祉団体等に出向き住民説明会を開催したほか、通勤通学時間帯に駅前街頭PRを実施するなど取り組んできた。結果として月次の輸送人員もR5.5単月272人からR5.12単月487人まで増加してきており、引き続き住民周知を主軸とした利用促進策を展開していく。追加の改善策として、 (1) 利用状況やゼロカーボンの推進を考慮した運行車両の更新(ダウンサイジング) (2) 現在効果実証中の「高齢者の免許返納の推進に向けた地方自治体の対策」の本格導入の2点により新しい公共交通の地位向上と利用促進を図っていく。
丸茂自動車(有)	・生田循環峠部奈線 (午前2便) 社協前～キラヤ前	利用状況の低迷を踏まえ、R5.4以降はデマンド交通への切り替えを予定していた系統。計画どおり、R5.3末で運行を終了した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	C R5事業年度における輸送人員は538人(対前年比▲165人)となり、目標値650人を下回る結果となった。	当事業年度をもって事業完了。今後は後継のデマンド交通(チョイソコまつかわ)の運行改善に注力する。
丸茂自動車(有)	チョイソコまつかわ (区域運行) 町内全域	定時路線のうち利用状況が不芳だった系統を廃止し、その後継としてR5.4より計画どおり運行を開始した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	C R5事業年度における系統の輸送人員は2,105人となり、目標値4,100人の半分程度に留まる結果となってしまった。運行開始当初の住民周知が足りず、4～6月の利用が伸び悩んだ。事業年度末にかけて利用状況は増加傾向にある。	⑤の主な要因は住民周知の出遅れであり、挽回策として自治会や福祉団体等に出向き住民説明会を開催したほか、通勤通学時間帯に駅前街頭PRを実施するなど取り組んできた。結果として月次の輸送人員もR5.5単月272人からR5.12単月487人まで増加してきており、引き続き住民周知を主軸とした利用促進策を展開していく。追加の改善策として、 (1) 利用状況やゼロカーボンの推進を考慮した運行車両の更新(ダウンサイジング) (2) 現在効果実証中の「高齢者の免許返納の推進に向けた地方自治体の対策」の本格導入の2点により新しい公共交通の地位向上と利用促進を図っていく。

A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B:事業が計画に位置づけられたとおり実施されていない点があった。
C:事業が計画に位置づけられたとおり実施されな

A:事業が計画に位置づけられた目標を達成した
B:事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった
C:事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった

地域公共交通確保維持改善事業(新モビリティサービス推進事業)・事業評価

令和6年1月18日

補助事業者名：松川町地域公共交通対策協議会

評価対象事業名：新型輸送サービス導入支援事業(AIオンデマンド交通の導入)

①事業の結果概要	
(事業の実施内容、結果の概要等を記載)	
利用低迷していた定時路線4線をR5.3で廃止とし、R5.4よりAIオンデマンド交通「チョイソコまつかわ」の運行を開始するもの。事業の実施内容としては、「チョイソコまつかわ」を円滑に運行すべく、「①利用者向け案内(パンフレットや乗降位置標示)の整備」、「②AIオンデマンド交通システムと付随する運行管理機器の整備」、「③専用回線による予約受付コールセンターの設置および運営」、「④デマンド専用車両2台の調達と運行委託」の4点が主となる。	
②事業実施の適切性	
A/B/Cのいずれか	(交付申請時の計画に沿って、事業が適切に実施されたかどうかを定性的に記載)
A	事業が計画に位置づけられたとおり、概ね適切に実施された。
③目標・効果の達成状況	
A/B/Cのいずれか	(交付申請時の目標値の達成状況等を定量的に記載)
B	事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった点もあったが、それに対する課題の整理が図られた。
④今後の改善点	
(目標値の達成状況等を踏まえ今後の改善点や、取組内容等を記載)	
交付申請時の目標値として、年間利用者数7,000人を設定したが、R5年度の実績値は12月末までの1日あたり利用者数18.6人を用いて試算した場合、4,519人での着地見込みとなり未達。主な要因は住民周知の出遅れであり、挽回策として自治会や福祉団体等に出向き住民説明会を開催したほか、通勤通学時間帯に駅前街頭PRを実施するなど取り組んできた。結果として月次の輸送人員もR5.5単月272人からR5.12単月487人まで増加してきており、引き続き住民周知を主軸とした利用促進策を展開していく。また、追加の改善策として、「(1)利用状況やゼロカーボンの推進を考慮した運行車両の更新」、「(2)現在効果実証中の高齢者の免許返納の推進に向けた地方自治体の対策の本格導入」の2点により新しい公共交通の地位向上と利用促進を図っていく。	

※事業実施の適切性における評価の凡例

A: 事業が計画に位置づけられたとおり、概ね適切に実施された

B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった点もあったが、それに対する課題の整理が図られた。

C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

※目標・効果達成状況における評価の凡例

A: 事業が計画に位置付けられた目標を概ね達成した(する見込み)

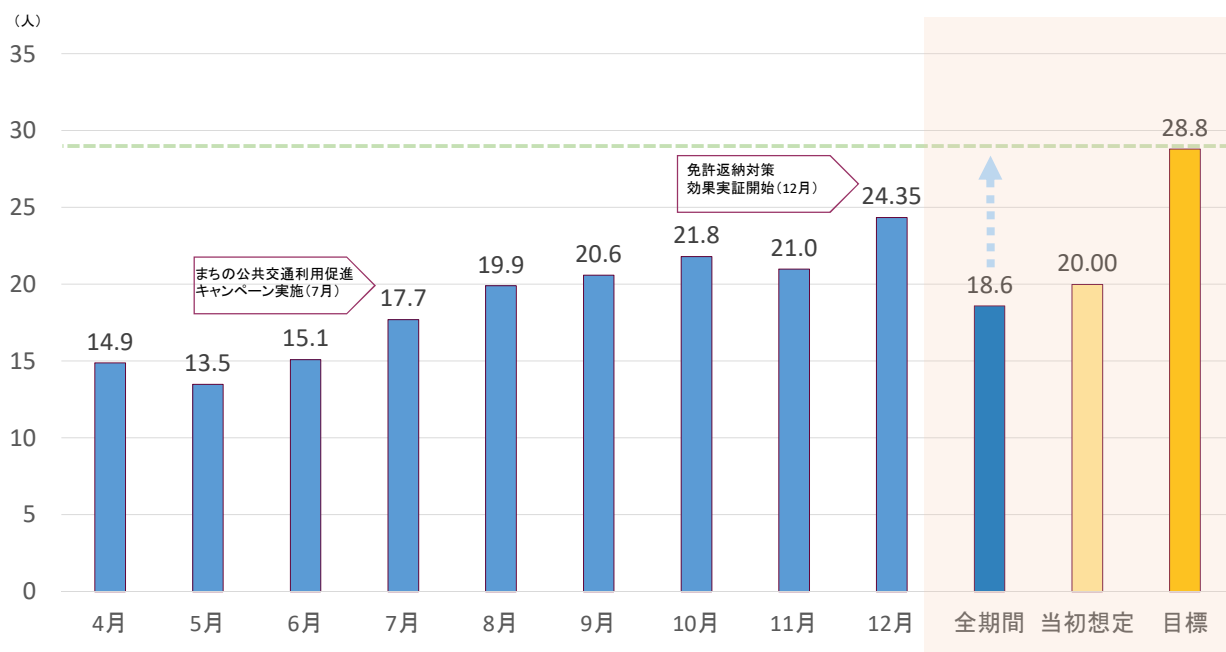
B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)

C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)

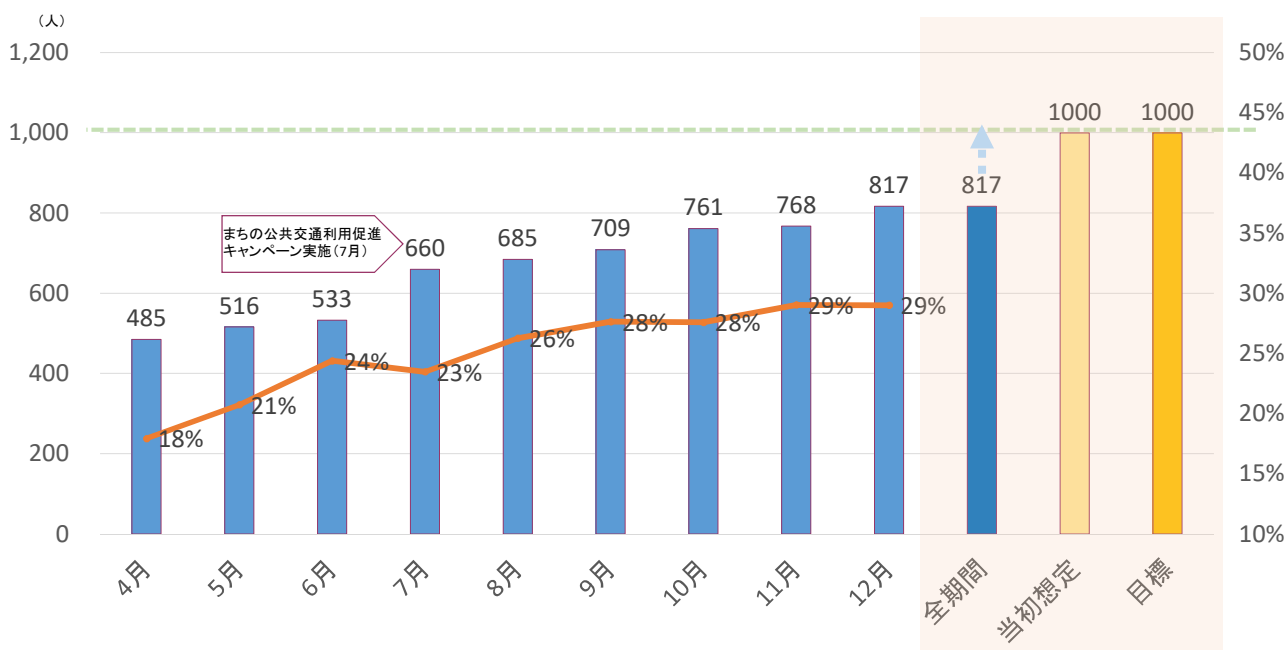
令和6年度に向けた 運行改善の方向性について

松川町地域公共交通対策協議会事務局

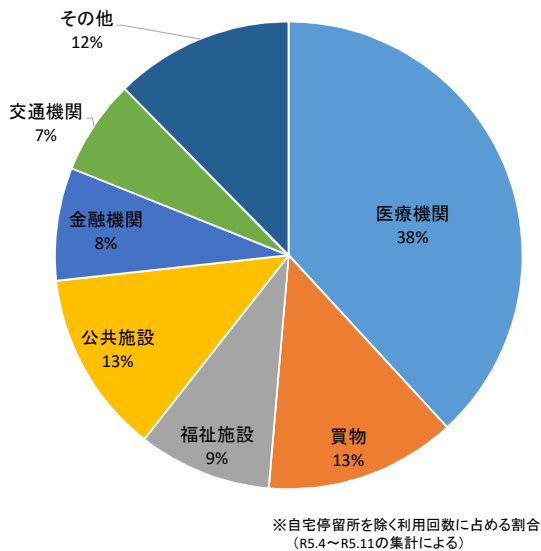
1. 【R5振り返り】チョイソコまつかわ1日あたりの利用客数の月次推移



2. 【R5振り返り】チョイソコ会員数とアクティブユーザー比率の推移(末残)



3.【R5振り返り】目的地別のチョイソコ利用状況



停留所利用ランキング【医療機関＝669人】

- ① 日赤病院 342人
- ② 中塚医院 89人
- ③ 米山歯科医院 76人
- ④ 宮下歯科医院 41人
- ⑤ 下平歯科 33人
- ⑥ 宮澤歯科医院 31人
- ⑦ しらかば歯科クリニック 23人
- ⑧ 園鍼灸治療院 16人 (R5.5追加)
- ⑨ 北林整骨院 10人

停留所利用ランキング【買物＝232人】

- ① キラヤ前 105人
- ② 農協前(リカまつかわ) 102人
- ③ 新井 15人
- ④ ペっかん前 6人

停留所利用ランキング【福祉施設＝162人】

- ① 地域活動支援センターあすなる 86人
- ② コーポヘルメス 73人
- ③ 社協前 3人

停留所利用ランキング【公共施設＝222人】

- ① 清流苑 88人
- ② 中央公民館えみりあ 52人
- ③ 役場正面玄関 34人
- ④ プール前 28人
- ⑤ 役場前 6人
- ⑥ 上片桐改善センター 2人

停留所利用ランキング【金融機関＝137人】

- ① 飯田信用金庫大島支店 44人
- ② 大島郵便局 38人
- ③ JAみなみ信州松川支所 35人
- ④ 八十二銀行松川支店 18人

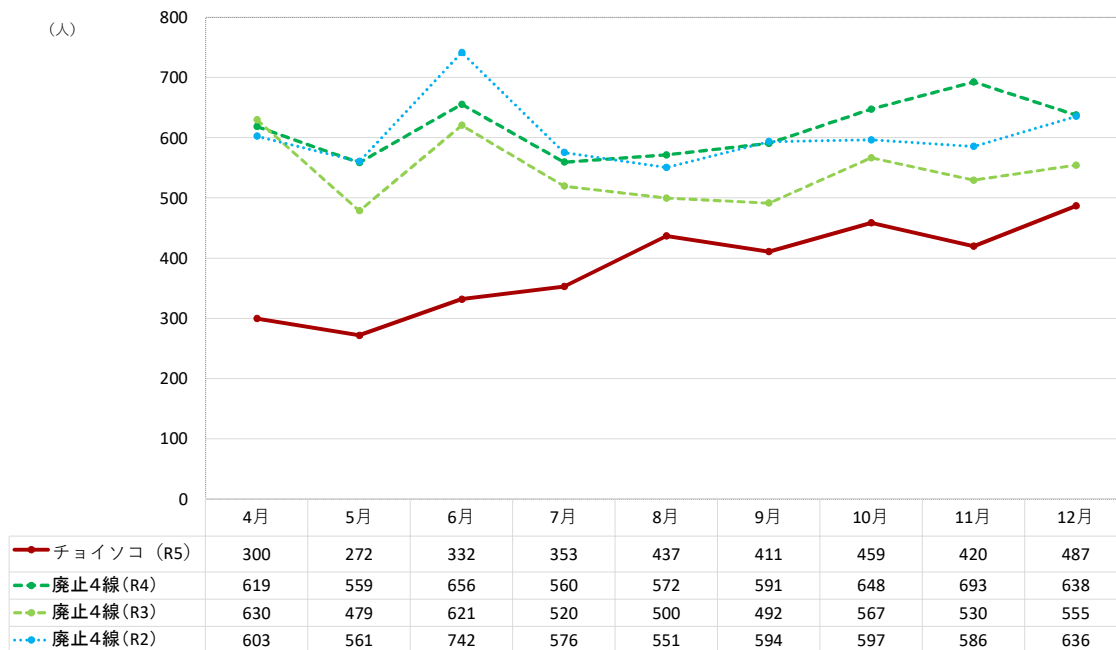
停留所利用ランキング【交通機関＝115人】

- ① 伊那大島駅 90人
- ② 丸茂自動車 10人
- ③ 上片桐駅 7人
- ④ 松川IC第1駐車場 7人

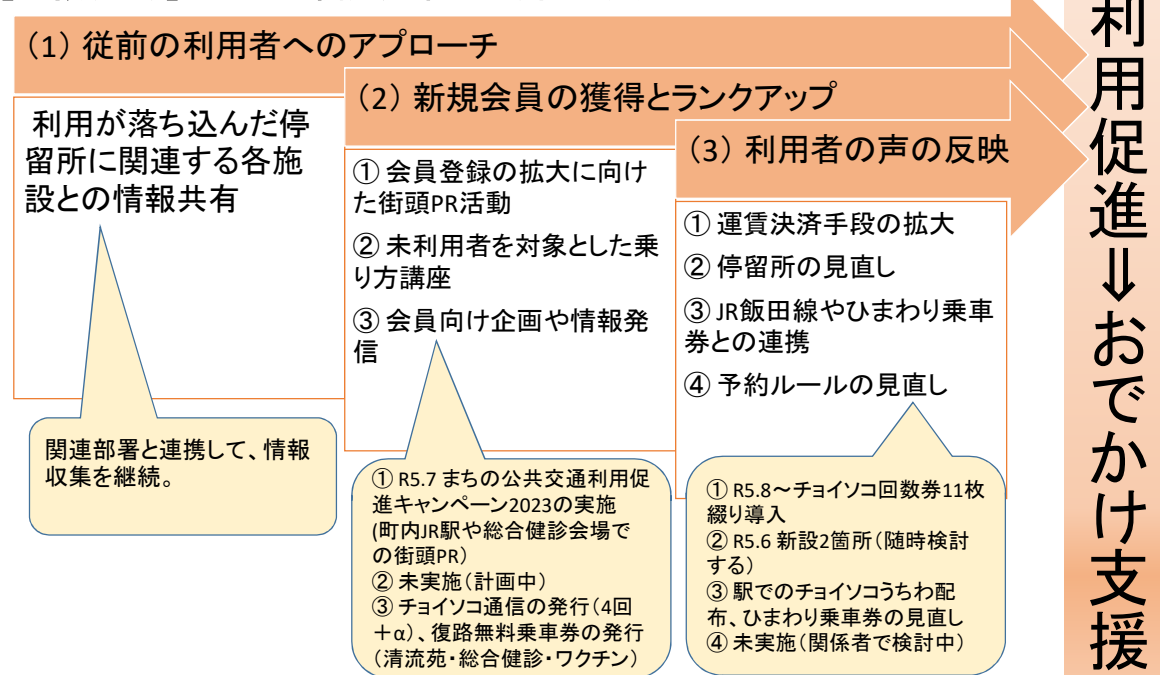
停留所利用ランキング【その他＝217人】

- ① 原宅前 18人
- ② 齊藤宅前 15人
- ③ 三号車車庫前 11人
- ④ 清北 11人
- ⑤ 長峰 9人

4. 【R5振り返り】廃止4線と後継チョインコの利用状況の比較



5. 【R5振り返り】チョインコ関連施策の取り組み状況



6. R5の振り返りを踏まえた今後の展開(チョイソコ関連)

(1) 免許返納対策への踏み込み

R5.10 高齢者の免許返納の促進に向けた
地方公共団体による対策の効果実証調査(国土交通省)エントリー

R5.11 同・採択

R5.12 効果実証開始(免許返納者の申請に基づき回数券22枚を配布)

R6.02 効果実証終了予定

R6.04 本格運用開始(以降毎年度、免許返納者の申請に基づき回数券22枚を配布)

1/10時点の申込件数105件

チョイソコまつかわ回数券を交付します！

運転免許を返納された65歳以上の方へ、チョイソコまつかわ回数券
22回乗車分(11枚綴り2本)を交付します！

対象になる方

松川町に住所を有する65歳以上の方で、これまでに運転免許を返納された方

申請方法

『運転免許自主返納等によるチョイソコまつかわ回数券交付申請書』に必要事項
を記入の上、役場まちづくり政策課へ添付書類とともに提出

申請時に必要な書類

- ①運転免許自主返納等によるチョイソコまつかわ回数券交付申請書(別紙)
 - ②「運転免許の取消通知書」の写し(警察署発行)
 - ③「運転経歴証明書」の写し(警察署発行)
 - ④有効期限の切れた運転免許証の写し
- ②～④のいずれか1つ

注意点

- ※申請回数はおひとり年1回に限ります。
- ※回数券はチョイソコまつかわでのみご利用いただけます。
- ご利用の際は必ず会員登録をお願いします。

当日1時間前まで
乗車予約可能！

登録した自宅に
車がる！

目的地まで
乗り合いで乗車

運賃はおひとり1回
の乗車につき
500円



チョイソコまつかわとは？
平日の朝8時から夕方5時まで、松川町内全域を走る
会員登録制の公共交通です。
町内にお住まいの方ならどなたでも利用でき、町内
の通院・お買い物・お出かけにご利用いただけます。
※ご利用には事前の会員登録と予約が必要です。

チョイソコまつかわの詳細な情報については
チョイソコまつかわパンフレットか町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先:松川町地域公共交通対策協議会
(事務局:松川町役場まちづくり政策課)
☎0265-36-7014

(2) 利用状況を踏まえた運行車両の見直し

国庫補助活用によりチョイソコまつかわ省エネ対策促進事業を実施（詳細以下）

◎ 現行の車両体制

- 1号車【丸茂自動車】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 2号車【伊那バス】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 3号車【丸茂自動車】 大型ワゴン(11人乗り・客席6)
- 4号車【伊那バス】 大型ワゴン(14人乗り・客席6)

【運用上の問題点(3号車・4号車について)】

- ① エネルギー価格高騰の影響を受けやすい。
- ② 定時路線で使用してきた車両を流用しているため、「自宅前で乗降できる」デマンド交通においては不向き。山間部を中心に乗り入れ困難な箇所がある。
- ③ 2～3人程度の乗合には過剰性能。

◎ 見直し後の車両体制

- 1号車【丸茂自動車】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 2号車【伊那バス】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 3号車【丸茂自動車】 ハイブリットミニバン
- 4号車【伊那バス】 ハイブリットミニバン

【期待される効果】

- ① 燃料費を現状より抑制し、持続可能な公共交通の運営とゼロカーボン実現への取り組みを加速させる。
- ② これまで乗り入れ困難だった箇所にも全車両が進入可能となり、自宅を停留所に設定できる対象者が増える。また、高齢者等の「おでかけ支援」を後押しすることで、ウィズコロナ下の社会経済活動の再開に貢献できる。
- ③ 小回りが利く車両を使用することにより、ドライバーの負荷軽減につながる。

◎ 見直し対象の車両

3号車【丸茂自動車】 H29.9～R6.3

車名：ハイエースワゴン(トヨタ) CBA-TRH229W
 乗車定員：10名(うち客席は運用上6名)
 車両寸法(mm)：全長5380・全高2280・全幅1880
 車両総重量：2710kg



4号車【伊那バス】 H31.3～R6.3

車名：ハイエースワゴン(トヨタ) CBF-TRH228B
 乗車定員：14名(うち客席は運用上6名)
 車両寸法(mm)：全長5380・全高2280・全幅1880
 車両総重量：3080kg



◎ 見直し後の車両

[新]3号車【丸茂自動車】 R6.3～(R6.4より本格運用)

車名：シエンタHV(トヨタ) MXPL15G-MWXNB
 乗車定員：7名(うち客席は運用上3名)
 車両寸法(mm)：全長4260・全高1715・全幅1695
 車両総重量：1785kg



[新]4号車【伊那バス】 R6.3～(R6.4より本格運用)

車名：シエンタHV(トヨタ) MXPL15G-MWXNB
 乗車定員：7名(うち客席は運用上3名)
 車両寸法(mm)：全長4260・全高1715・全幅1695
 車両総重量：1785kg

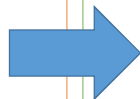


(3) 運賃の種類及び額の見直し

普通旅客運賃および普通回数旅客運賃の適用する旅客の区分に未就学児および小中高生を設定
(実施予定日＝令和6年4月1日)

◎ 現行の運賃の種類・額

- ① 普通旅客運賃
500円
※ 適用する旅客の区分無し
(一律)
- ② 普通回数旅客運賃
5,000円(11枚綴り)



◎ 見直し後の運賃の種類・額

- ① 普通旅客運賃
大人 500円
小学生・中学生・高校生 250円
未就学児 無料
- ② 普通回数旅客運賃
5,000円(11枚綴り)
2,500円(11枚綴り)

松川町コミュニティバスお盆期間中の運行について

1. 変更内容

【令和5年度まで】お盆期間中も平日であれば運行（カレンダーどおり）

※ 一部の通学便を除く。

【令和6年度以降】お盆期間中（13日～15日）は平日・休日問わず運休

2. 変更の対象系統

全系統（チョイソコまつかわ・M3 部奈線・M6 上片桐大島通学便・M7 生田線）

3. 変更理由

① お盆期間中は利用が極端に落ち込む状況が近年続いているため。（図1）

② 周辺市町村においても、お盆期間中は運休する路線が多いため。

大鹿線…△（13日から16日は日曜ダイヤ）

高森町公共バス…×（13日から15日は全線運休）

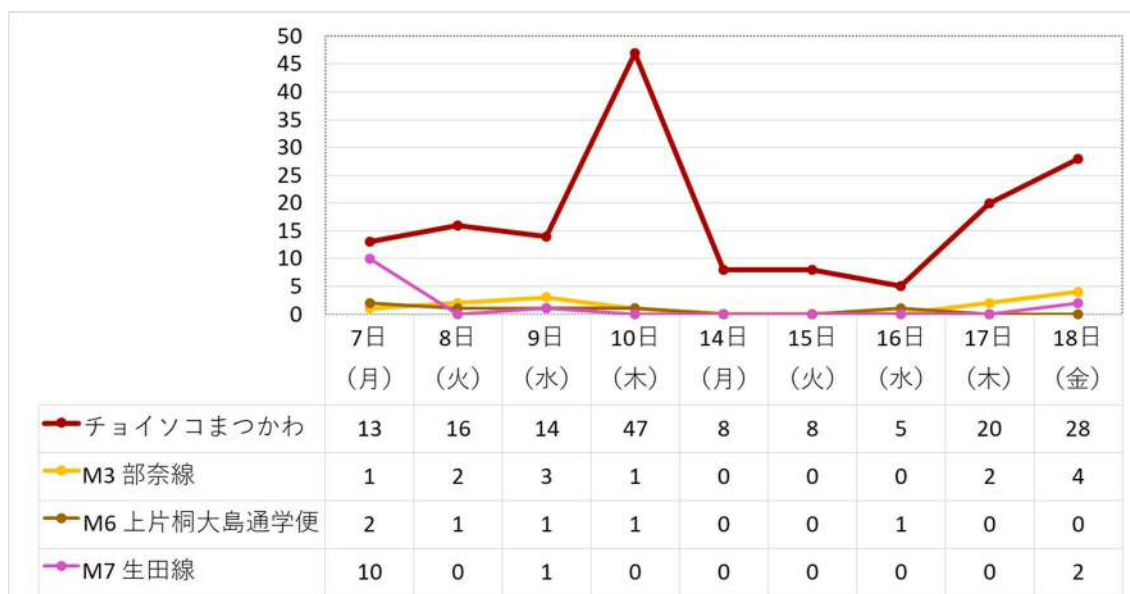
飯田市民バス…△（13日から15日は運休もしくは日曜ダイヤ）

豊丘村営バス…○（13日から15日は平日であれば運行）

喬木村民バス…×（13日から16日は全線運休）

広域バス（南西部以外）…△（13日～15日は運休もしくは日曜ダイヤ）

図1 令和5年お盆前後の系統別利用状況（人）



○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。